株式会社三重県農協情報センター 定 款

第1章 総則

- 第 1条 当会社は、株式会社三重県農協情報センターと称する。
- 第 2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1 農業協同組合および農業協同組合連合会業務の電子計算機処理。
 - 2 前号以外の委託を受けた業務の電子計算機処理。
 - 3 事務機器、帳票類の販売、あっ旋。
 - 4 前各号に付帯する一切の業務。
- 第 3条 当会社は、本店を三重県津市に置く。
- 第 4条 当会社の公告は、津市において発行する伊勢新聞に掲載する。

第2章 株式

- 第 5条 当会社の発行可能株式総数は49,000株とする。
- 第 6条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券および1,000 株券の五種とする。
- 第 7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
 - 2 株式の名義書換、質権に関する登録および信託財産の表示またはその抹消、株券の再交付その他株式に関する手続については取締役会で定める。
- 第 8条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 機関

第 9条 当会社は、取締役会(監査役)を置くものとする。

第4章 株主総会

- 第10条 定時株主総会は毎事業年度終了の日の翌日から起算して3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。
- 第11条 株主総会は、取締役会の決議により代表取締役会長が招集する。代表取締役会長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。
- 第12条 株主総会の議長は代表取締役会長がこれに当り、代表取締役会長に事故あるときは、取 締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。
- 第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか議決権を行使することができる 株主の議決権の過半数をもって決する。
- 第14条 株主は、代理人に委任して議決権を行使することができる。ただし、代理人は当社の株主に限る。
- 第15条 株主総会の決議は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した 取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。

第5章 取締役および取締役会

- 第16条 当会社の取締役は3名以上10名以内、監査役は2名以内とする。
- 第17条 取締役および監査役は株主総会で選任する。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

- 第18条 取締役の任期は、選任後3年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
 - 2 増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。
 - 3 補欠選任された取締役または監査役の任期はいずれも前任者の残任期間とする。
- 第19条 取締役または監査役に欠員が生じても法定の員数を欠かない場合には補欠選任を行なわないことができる。
- 第20条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。なお、必要ある場合には取締役会 の決議により取締役会長1名、取締役副社長1名、取締役常務1名を選定することができ る。
- 第21条 取締役会長、取締役社長、取締役副社長および取締役常務は、会社を代表する。
- 第22条 取締役および監査役の報酬並びに退職慰労金は株主総会の決議を以て定める。
- 第23条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める規則によるものとする。

第6章 計算

第24条 当会社の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、決算期は3月31日とする。 第25条 株主配当金は毎事業年度末日現在株主名簿に記載の株主に配当する。

株主配当金は、その支払確定の日から満3年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。

付則

昭和47年11月16日(制定)

昭和50年 5月30日(一部改正)

昭和58年 6月15日(一部改正)

昭和59年 6月14日(一部改正)

昭和63年 6月14日(一部改正)

平成 元年 6月 9日(一部改正)

平成 6年 6月27日(一部改正)

平成 7年 6月29日(一部改正)

平成10年 6月29日(一部改正)

平成15年 6月25日(一部改正)

平成18年 6月29日(一部改正)

平成20年 6月30日(一部改正)

平成25年 3月28日 (一部改正) 平成29年 9月 1日 (一部改正)

令和 3年 6月30日(一部改正)

令和3年6月30日 この定款は原本と相違ございません。 株式会社三重県農協情報センター 代表取締役会長 谷 口 俊 二